

平成23年 6月24日

株 主 各 位

香川県高松市新田町甲34番地

株式会社 タダソ

代表取締役社長 多田野 宏一

第63回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度の東日本大震災により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、本日開催の当社第63回定時株主総会において、下記のとおり、報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告、連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。
 - 第63期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
本件は、原案のとおり多田野宏一、鈴木 正、大藪修二、奥山 環、西 陽一朗、伊藤伸彦、吉田康之の各氏が選任され就任いたしました。
なお、伊藤伸彦、吉田康之の両氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員であります。
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり児玉義人氏が選任され就任いたしました。
- 第4号議案** 当社株式の大規模買付行為等に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催されました取締役会において、代表取締役社長に多田野宏一氏が選定され就任いたしました。

また、本総会終了後開催されました監査役会において、常勤監査役に児玉義人氏が選定され就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第63回定時株主総会の決議に基づき、第63期期末配当金を6月27日から次のいずれかの方法によりお支払いいたします。

① 口座振込をご指定の方

配当金の口座振込をご指定の方には、「配当金計算書」及び「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には、「配当金計算書」及び「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしますので、ご確認ください。

② 配当金領収証によりお受け取りの方

同封の「配当金領収証」により、払渡期間中（平成23年6月27日から平成23年7月29日まで）に、お近くのゆうちょ銀行本支店及び出張所並びに郵便局におきましてお受け取り下さい。

配当金お受け取り方法ご指定のお勧め

配当金のお受け取り方法については、銀行口座への振込指定による方法の他、お取引の証券会社の口座でのお受け取りや、あらかじめ登録した一つの銀行口座で株主様が保有されている全ての銘柄の配当金のお受け取りが可能となる方法がございます。

これらの方法は、郵送中の事故が無いこと、万一配当金のお受け取りを失念されていても支払われること、ご入金までに日数を要しないことなどの点で、安全確実な方法でございますので、是非この方法をご利用下さいますようお願い申し上げます。

これらの配当金お受け取り方法のご指定につきましては、株主様お取引の証券会社にご連絡のうえ、手続きをおとり頂くようお願い申し上げます。

なお、証券会社とのお取引がなく、特別口座が開設されている株主様におかれましては、後記のみずほ信託銀行株式会社（当社特別口座管理機関）までお問い合わせ下さい。

「単元未満株式買増制度」及び「単元未満株式買取制度」について

当社は、「1単元（1,000株）未満の株式をご所有の株主様」を対象にした「単元未満株式買増制度」を導入しております。

例えば、561株の単元未満株式をご所有の方は、この制度により439株を買増し、1,000株とすることができます。この場合は、買増資金のご準備が必要となります。

また、「**単元未満株式買取制度**」もございます。

例えば、561株の単元未満株式をご所有の方は、その株式の買取りを当社に請求し、売却することができます。

これらの制度に関する事務及び詳細につきましては、株主様お取引の証券会社にお問い合わせ下さい。

なお、証券会社とのお取引がなく、**特別口座が開設されている株主様**におかれましては、後記のみずほ信託銀行株式会社（当社特別口座管理機関）までお問い合わせ下さい。

① **買増請求受付期間**

随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）

ただし、3月31日及び9月30日のそれぞれ10営業日前から当該日までの期間は、お取り扱いを停止いたします。

② **買取請求受付期間**

随時（土、日、祝日、みずほ信託銀行及びみずほインベスターズ証券の休業日を除く）

株式に関する事務について

株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取・買増等）は、株主様お取引の証券会社にご連絡下さい。

証券会社に口座を開設されていない株主様は、後記のみずほ信託銀行株式会社へご連絡下さい。

また、未払配当金のお支払いについては、後記のみずほ信託銀行株式会社または株式会社みずほ銀行全国本支店へご連絡下さい。なお、支払明細発行が必要な場合については、後記のみずほ信託銀行株式会社へご連絡下さい。

株主名簿管理人兼	東京都中央区八重洲一丁目2番1号(〒103-8670)
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社
(郵便物の送付先)	東京都杉並区和泉二丁目8番4号(〒168-8507)
(電話お問い合わせ先)	みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
	電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
	(専用ホームページアドレス) http://www.mizuho-tb.co.jp/daikou/